

歯科技工加算について

当院では、設備・機器・常勤歯科技工士を配置し、迅速に有床義歯の修理を行う体制を整えています。

- 1 当院は「歯科技工加算」の施設基準に適合している旨を、近畿厚生局奈良事務所に届け出を行っています。
- 2 歯科技工室および歯科技工に必要な機器を整備し、常勤の歯科技工士を配置しています。
- 3 患者様の求めに応じて破損した有床義歯をお預かりし、2日以内に修理し、装着した場合に算定します。

ご不明な点がございましたら遠慮なく、歯科受付又は
1階計算窓口にお尋ね下さい。